

所得税の確定申告

お問い合わせは千葉西税務署 043-274-2111 (代表)
〒262-8502 千葉市花見川区武石町1-520

確定申告をする人

各種所得の合計金額から、基礎控除やその他の所得控除を差し引いた額で計算した税額から、配当控除や年末調整で住宅ローン控除などを差し引いて残額がある人は、確定申告が必要です。給与所得のある人で、次に該当する場合も申告してください。

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ②給与を1か所からもらっている人で、給与所得、退職所得を除く各種の所得の合計金額が20万円を超える人
- ③給与を2か所以上からもらっていて、年末調整をしなかった給与の収入と、給与所得、退職所得を除く各種の所得の合計金額が20万円を超える人
- ④同族会社の役員やその親族などで、その会社から貸付金の利息、賃貸料、使用料などをもらっている人
- ⑤災害減免法により給与について、源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人

公的年金などに係る確定申告

公的年金などの収入の合計金額が400万円以下で、その全てが源泉徴収の対象で、それ以外の各種所得の合計金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、公的年金支払報告書に記載がない控除の適用を受けたい場合には、市民税・県民税の申告が必要ことがあります。

所得税の確定申告に必要なもの

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバー通知カードか、マイナンバーが記載された住民票の写し
- ③運転免許証、パスポートなどの身分証明書
上記①～③のうち、①または②と③が必要です。
- ④申告書類 申告書は、国税庁のホームページからダウンロードするか、千葉西税務署でも入手できます。市役所、支所・連絡所でも配布していますが、数に限りがあります。

国税庁のホームページから申告書などが作成できます

国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で金額などを入力すると、税額などが自動で計算され、申告書を作成して印刷できます。また、タブレット端末やスマートフォンでも作成できます。そのまま税務署に電子申告することも可能です。電子申告には事前準備が必要です。詳しくは、e-Taxのホームページをご覧ください。



千葉西税務署へ郵送で提出できます

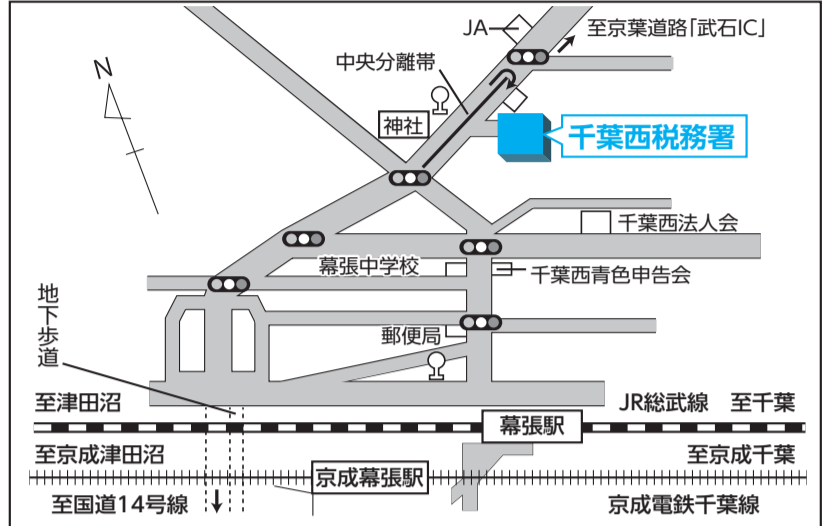
千葉西税務署では作成済みの申告書を、郵送でも受け付けています。受け付け印が押された申告書の控えが必要な人は、記入済みの申告書の控え(2枚目)と、返信先を書き、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告会場

会場が混雑しているときは、待ち時間が長くなる場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。

1. 千葉西税務署 / 2月18日(月)から

所得税、贈与税、消費税などの確定申告書作成・相談や申告書の配布、作成済みの申告書の受け付けを行います。公共交通機関の利用を。



●駐車場の台数に限りがあります。税務署以外の駐車待ちはできません。

■期間 土曜・日曜を除く2月18日(月)～3月15日(金)。2月24日(日)、3月3日(日)は開庁しています。

■受付時間 午前8時30分～午後4時(作成済み書類の提出は午後5時)

2. 市役所第2別館 / 2月18日(月)から

確定申告書作成・相談や作成済みの確定申告書の受け付けなどを行います。会場でのe-Taxによる申告はできません。マイナンバーが確認できる書類をお持ちください。申告書作成の相談は、給与収入(特定支出控除の適用を受ける人を除く)と公的年金収入のみの人に限りです。各日定員150人です。住宅ローン控除、雑損控除の適用を受ける人、給与、公的年金等以外の収入がある人は、千葉西税務署で申告してください。

■期間 土曜・日曜を除く2月18日(月)～3月15日(金)

■受付時間 午前8時30分～午後4時(作成済み書類の提出は午後5時)

3. 税理士による無料申告相談

申告書の作成・相談のほか、小規模事業者の所得税・復興所得税、消費税、地方消費税や年金受給者・給与所得者の所得税・復興所得税の申告書を作成して提出できます。ただし、土地、建物、株式などの譲渡所得がある場合などや住宅ローン控除を初めて適用する場合を除きます。詳しくは千葉西税務署へ。申告書などの提出のみの受け付けはできません。駐車場はありません。公共交通機関を利用してください。



会場	日時
八千代台東南公共センター	2月1日(金)・4日(月) 午前9時30分～正午・午後1時～3時
勝田台文化センター	2月6日(水)・7日(木) 午前9時30分～正午・午後1時～3時

集団資源回収を行う団体を募集しています

市では、資源物の回収を行っている自治会やPTA、子ども会などの市民団体に対して、回収した資源物1kgにつき4円の奨励金を交付しています。団体の活動費に充てることができ、リサイクル意識の向上や住民同士の交流にもつながります。詳しくはクリーン推進課へ。

不法投棄通報受付専用電話

フリーダイヤル(ファクス兼用)
0120-844-530

粗大ごみ受付専用電話

(収集依頼受付・要予約)
483-4506
平日9時～16時30分
(祝日を除く)

コース	該当地域	指定袋使用		資源物		コース	該当地域	指定袋使用		資源物	
		不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック
2月の資源物・ごみ収集日	1 大和田(成田街道南側) 村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側) 菅田町(成田街道南側) 大和田新田(県道幕張八千代線から東側) 高津(県道幕張八千代線から東側)	5(第1火) 19(第3火)	月・水・金	木	土	9 村上(成田街道北側で新川西側)、萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目	7(第1木) 21(第3木)	月・水・金	11日は収集あり	火	土
	2 八千代台北	12(第2火) 26(第4火)	火・木・土			10 高津(県道幕張八千代線から西側)、高津東大和田新田(100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線から西側)	14(第2木) 28(第4木)				
	3 八千代台西、八千代台南	5(第1火) 19(第3火)				11 高津団地 大和田新田(1～99番地の成田街道南側)	7(第1木) 21(第3木)				
	4 八千代台東	12(第2火) 26(第4火)				12 大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2～4丁目、緑が丘西(東葉高速線南側)	14(第2木) 28(第4木)				
	5 上高野	6(第1水) 20(第3水)	月 11日は休み	13 勝田台	1(第1金) 15(第3金)	◆お問い合わせは、クリーン推進課(483)1151(代表)または清掃センター(483)4521へ					
	6 村上団地	13(第2水) 27(第4水)		14 勝田台南、勝田、ゆりのき台3～8丁目、麦丸、菅田町(500番台を除く東葉高速線北側) 萱田(東葉高速線北側)	8(第2金) 22(第4金)						
	7 村上(新川の東側)、村上南、下市場、勝田台北	6(第1水) 20(第3水)		15 菅田町(500番台の東葉高速線北側)、大和田新田(東葉高速線北側)、吉橋、尾崎 緑が丘1・5丁目、緑が丘西(東葉高速線北側)	1(第1金) 15(第3金)						
	8 神野、保品、下高野、米本、米本団地、堀ノ内	13(第2水) 27(第4水)		16 真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台 島田、桑橋、桑納、大学町	8(第2金) 22(第4金)						